



与論町結婚新生活支援事業



これから夫婦として新生活をスタートする世帯に結婚に伴う新生活の費用（家賃、引越し費用等）を支援します。

夫婦共に
35歳以下：60万円以内

夫婦共に
39歳以下：30万円以内

対象世帯

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯※1かつ世帯所得500万円以内※2

※1 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯

※2 奨学金返還世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

対象要件

- ①ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
- ②プレコンセプションケアに関する講座
- ③医療機関への妊娠・出産に係る相談
- ④共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

①②④については、受講のほか講座の運営補助・ボランティアによる参加も含む。

対象費用

- ・新居の購入費
- ・新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居のリフォーム費用
- ・新居への引越し費用

●事業の詳細や必要な手続き、書類については役場町民生活課へお問い合わせください。

町民生活課 0997-97-4930